

浦上村キリシタン流配事件

——大和郡山藩の事例——

鎌田佳子

はじめに

一八六八年（慶応四）から一八七三年（明治六）にかけて、肥前国彼杵郡浦上村に於て村民総流配という事件が起こった。世に言う「浦上村キリシタン流配事件」である。幕末から維新期にかけての近代化胎動期に起こったこの事件は、日本人が宗教面で近世期の束縛から解放されていく過程を考える上で非常に重要な意味があり、日本近代史上特筆すべき事件といえよう。

この事件については様々な形で研究がなされているが、近年の研究として、家近良樹氏の『浦上キリシタン流配事件 キリスト教解禁への道』^②がある。家近氏は本書で、流配された信徒を受け入れざるをえなかった諸藩の側から事件をふりかえった良質の研究が少ないことを指摘し、自身は、山口県文書館所蔵『異宗徒御預一件（明治元年～明治六年）』の史料を中心に、山口藩と津和野藩における受け入れ実態とその対応、及び流配信徒の果たした役割等に着眼した研究を行っている。その中で、非改心者にたいする改宗工作の行き詰まりを報告し、隔離政策の廃止、非改心者の長崎帰郷を提案した明治六年一月九日付けで出された山口県の伺が、切支丹禁令の高札撤去と非改心者の帰郷実現に直接的な影響をおよぼしたとの見解を示している。しかし、これだけではまだこの事件は明らかにはならない。家近氏自身の指摘のように、浦上村キリシタン流

配事件の全容解明の為には、更に流配された他藩の事例に関しても、同様の研究を積み上げていく必要があると考えられる。

そこで本稿では、浦上村キリシタン流配先の一つであった大和郡山藩（以下、郡山藩と記す）に於ける事例を、適宜史料を紹介しつつ考察を試みることにする。^③そして、総流配者三千数百人の内千人以上の改心者が出たにも拘わらず、なぜ郡山藩では一人の改心者も出なかったのか、その要因についても探っていくことにする。後述するように、郡山藩は信徒に対する取り扱いがかなり緩やかであり、そのことが一人の改心者も出さなかった第一の要因であると考えている。全般にこの事件は、キリシタンにとって「悲劇」「苦難」との位置づけをされ、家近氏もそうした過酷な事例を取り上げているが、それはこの事件の一つの側面にすぎない。本稿は、対象となる事例に光を当てることにより、この事件をより立体的に考察しようとするための試みである。

一 郡山藩の事例——史料紹介を中心に——

先ず初めに、郡山藩に於ける浦上キリシタン御預かり一件に関しては、史料が非常に乏しいことを明言しておかなければならない。一因としては、廃藩置県に伴い繰り返し実施された行政機構再編の中で、^④文書類の保存が組織的に機能していなかったこと、明治六年三月郡山城が入札売

却された際文書類が散逸したのではないか等の理由が考えられる。

郡山藩に関する先行研究としては、三俣俊二氏の『津・大和郡山に流された浦上キリシタン』^⑤がある。三俣氏は、楠本正隆の『十二県御預異宗徒巡視概略』に添付されている図面と柳沢文庫所蔵の古地図、『大和郡山市史』付図から、郡山藩での収容先となった元会所の平面図を作成し前掲書に掲載している。しかし、史料を提示しての考察には乏しく十分な解明には至っていない。そこで本節では、現存している史料を順次紹介しつつ、実態の考察を行うこととする。

一八六八年（慶応四）四月十八日、浦上村キリシタン大凡四〇一〇人が名古屋以西の三四藩へ流配されることになって、「郡山初三十四藩へ御預ノ儀御達」^⑥が出され、信徒取扱いの指示がなされた。それによると、①元来御国禁容易ならざる事であるから、改心させるよう努め、悔悟しない場合は厳刑に処すること、②改心するまでは、地域住民と接触させないこと、③開発地の土工、金工、或は石炭掘、其外夫役等勝手に召使うこと、④山林に居住させること、⑤3カ年の間は、一人に付き扶持何ほどかずつ政府から藩へ支給すること、⑥到着地へは藩より受取に来ること、等が示されている。しかし、事が重大だということで公議公論に聞くこととなり、四月二二日、大阪本願寺の行在所で御前会議が開かれ、その結果、大阪滞在中の親王、議定、参与、徴士及び京都滞在の諸侯等の政府要人に政府の議案を示して、翌二十三日午後四時までに、各人の意見を文書にした「見込言上書」の提出を命じた。この時、郡山藩主柳澤保申は次のような意見書を提出している。

一 同月廿三日 御下問ニ付左之通建言仕候

長崎近傍浦上村之住民先年来窃ニ耶蘇
教を奉し追々蔓延致候ニ付御処置方蒙

御下問謹而奉拝承候御沙汰之通早々

御処置ニ相成至当之御儀与奉存候乍然素々

愚民之蒙味より生し候儀ニ御坐候様奉存候間

尚再三再四も御説諭被為在

御仁恤之思食貫徹候様御処置被為

遊度奉存候其上伏罪不致候ハ、断然死刑轉

住被為仰付候而可然御儀与愚考仕候尚

隔地之儀事情も自然難通奉存候間総而

長崎裁判所え御処置御委任相成候而可然

奉存候以上

四月廿三日 柳澤甲斐守保申

この史料は、国立公文書館『公文書』「第七類 家記」に所収されているもので、表紙は「柳澤保申 華族家記 全」とある。史料の中で「素々愚民之蒙味より生し候儀ニ御坐候様奉存候間尚再三再四も御説諭被為在御仁恤之思食貫徹候様御処置被為遊度」^⑦と述べているが、郡山藩に於ける浦上村キリシタン達の取り扱いが緩やかであったのは、こうした藩主の意によるものであろう。保申は藩知事として藩政改革を進める中、一八七〇年（明治三）全藩士に対して藩政に協力を呼びかける演達書を示している。「予不幸にして門閥家ニ生長し」^⑧で始まり、「民と艱苦を俱にし天地の公道に基き大小舊来の弊習を破り」と述べている。また、一八六五年（慶応元）一九歳の時と明治期になってからと二度に渡り「在知人在安民」と揮毫しているように、人民のことを慮る若き藩主であったと推察出来る。なお、郡山藩に於けるキリシタン達の取扱実態については、後に詳しく述べることとする。

明治政府は五月、先ず浦上信徒の中心人物一一四名を山口・津和野・福山の三藩に送ったものの、「郡山初三十四藩へ御預ノ儀御達」のそのままでは実施できない点が多く、六月になってこの太政官達の指令の取り

消しが正式に通達された。「柳澤保申 華族家記 全」には、この通達が収められていて、それは以下のような文面である。

一 同月御達

柳澤甲斐守

長崎近傍浦上村住民切支丹宗徒之者先達而

諸藩へ御預ケ引渡方被

仰出候処彼地之都合ニ寄今一応

御沙汰有之候迄請取人出張ニ不及候事

この史料から、極めて簡単な文面によるキリシタン引取の取り消しの布達であることがわかる。なお、これと同文のものが「長崎近傍浦上村異宗徒処分御下問附其顛末」に「柳澤甲斐守へ達」として収められており、これには「元年六月十九日」の日付がある。

翌一八六九年（明治二）五月、公議所の会議で「天主教ヲ毆ルノ議」が上程され、処分を実施するが厳刑（死罪）は行わないことに決議された。最終的には、預かり藩名も人数も当初の予定が変更になって、名古屋以西十萬石以上の二十藩に三三〇〇人前後が流配となった。^②（表一参照）そして、十月に預託する諸藩に対して太政官から再度通達が出されたのである。奈良県庁文書の「東京御達 明治二年」にこの布達が所収されているので、次に紹介しよう。目次では「浦上村異宗人御預ケニ付所置振之事」となっている。

一 御預ケ之者共從來支配地人民

同様懇ニ撫育シ開墾土工金工其外

夫役ニ召仕相応産業ニ基候様可取扱

候事

一 異宗信仰ヲ嚴禁シ人事ヲ

盡シ教諭ヲ加へ良民ニ復シ候様精々

浦上村キリシタン流配事件

表一 浦上キリシタン流配人数表

藩名	人数(人)	藩名	人数(人)
金沢	515	高知	116
名古屋	375	徳島	111
鹿児島	375	福山	96
山口	297	松江	88
和歌山	281	松山	86
広島	177	郡山	86
鳥取	161	高松	51
津	155	大聖寺	50
津和野	153	姫路	48
岡山 註③	117	富山	33
		合計	3371

註 ① この表は『日本外交文書 第4巻第2冊』「浦上村耶蘇教徒ニ対スル処置ニ関スル件」により作成。
 ② 人数は各藩の受取数であって、捕縛から受取までの途中で死亡した人数は含まない。
 ③ 国立公文書館『記録材料・耶蘇教ニ関スル書類』「十二県御預異宗徒巡見概略」には118人となっている。

教化可致候事

一 御預人引取方来十一月二五日後ハ何

時ニ而も差支無之様手当可致置事

但御預ケ藩ニ最寄便宜之港迄

長崎縣ヨリ護送可致候掛

合次第速ニ請取之者可差出候

事

一 諸費ハ藩用ヲ以テ可取賄尤漸

次産業基公費無之様処分可致候事

十月 太政官

覚

浦上村異宗之者

御引渡高

七拾八人¹

内

拾六人 当節差送り高
六拾貳人 追而差送り高

以上

(傍線筆者付加 以下同)

慶応四年の「郡山初三十四藩へ御預ノ儀御達」と明治二年のこの布達とを比較すると、次のように変化していることがわかる。①「若シ悔悟不仕者ハ不得止可被處嚴刑候間」から「良民ニ復シ候様精々教化可致候事」と緩やかになっている。②「當日ヨリ先ツ三カ年の間一人ニ付扶持何程カツ、其藩々へ被下候」から「諸費ハ藩用ヲ以テ可取賄」になり、信徒取扱費用が流配地諸藩の財政負担となったことがわかる。

次に「異宗門徒人員帳」から郡山藩に関する史料を紹介をしておこう。一八七一年(明治四)政府は、外務権大承楠本正隆を名古屋・津・郡山・和歌山・姫路・鳥取・福山・松江・岡山・広島・津和野・山口へ、同中野建明を徳島・松山・高松・高知・鹿児島にそれぞれ派遣し、各藩に於ける流配キリシタン達の調査を命じた。そして、一七項目に及ぶ「諸縣へ御預異宗徒取扱目的」がだされ、これによって各藩まちまちだった取り扱いに変化が起こり、一定の方向性が示されることになった。さてその調査に先立って、「異宗門徒人員帳」の作成とその提出を諸藩に命じているが、郡山藩が作成したものが以下の通りである。

異宗門徒人員帳

郡山藩

御預異宗八拾六人²

内 男 女 拾 八 人 明 治 二 年 十 二 月 十 二 日 於 大 阪 請 取
男 女 七 十 六 人 同 年 同 月 廿 六 日 於 大 阪 請 取

肥前国彼杵郡浦上村本原郷乙名田中嘉市

字一本木

家頭

家族揃

去年二月十五日七十八歳
而死ス八条町雲幻寺尔假埋

未三十五歳

《中略》

不改心

物人数八拾七人

但 女男 四十七人

内 男 八十六人 長崎表ヨリ受取高
女 八十八人 着後出生

此内

四人死

女男 二六

不改心

改而八十三人

外二朱書二十三人 不着之者³

右之通御座候以上

辛未 六月 郡山藩 印

前掲「東京御達 明治二年」の傍線1では、送られてくるはずの人数は七八人と記されているが、この史料の傍線2で明らかのように、実際には八人多い八六人が送られてきている。各藩への流配人数は度々変更になっており、慶応四年の「郡山初三十四藩へ御預ノ儀御達」では、郡山藩は「凡百人」である。「東京御達 明治二年」は一〇月に出されており、郡山藩がキリシタン達を受け取ったのは同年一二月であることから、直前になって変更になったものと推察する。変更の理由は定かではないが、多人数の捕縛による現場での混乱振りが何えよう。

さて、この「異宗門徒人員帳」を詳しく見ていくことにしよう。先ず、郡山藩へ送られたのは全て本原郷の住民で、字ごと、そして家族単位で記載されている。表示内容としては、一家全員揃っている場合は家族揃と表記、年令・続柄・改心又は不改心・名前の順に記載されている。また、死亡者については、死亡年月日・年令・埋葬場所が、出生児については生年月日がそれぞれ明記されており、明治二年十二月から明治四年

六月の間に、四人が死亡、一人が出生している。傍線³で「外ニ朱書二十三人 不着之者」とあるのは、家族分離の者であり、流配先の判明している者には「徳島行」「紀州行」等の表示があるが、判明しない者には「居処不知」との表示がある。郡山藩に於いては、二十四家族の内、十一家族が分離流配になっている。以上、郡山藩の「異宗門徒人員帳」について説明をおこなった。

それではここで、一八七一年（明治四）楠本正隆が名古屋・津・郡山・和歌山・姫路・鳥取・福山・松江・岡山・広島・津和野・山口への巡視を行った時の報告書である『十二県御預異宗徒巡視概略』から、当時の郡山藩の実態を見てみよう。

① 調査に来た楠本に対し郡山藩は、「百方手を盡し説諭致し居候旨申聞候へ共未タ壹人も改心之者無之候」と、努力したものの改心者が出なかつた事情を述べた。それに対し楠本は、「何分ニも改心致させ候運ひニ目的相付信切ニ教諭且取扱有之度旨申談候」と、ただただ改心させることを第一目的として教諭するように申し渡している。この意見にもとづき郡山藩には、宗徒取扱掛として少参事青木益義以下六名が、教諭掛として大属安藤辰貞以下四名が申付けられている。

② 收容先については、「居所之儀ハ逐一覧候處別紙圖面之通城下柳町綿町魚町之内元會所四ヶ所へ分配」と市中4ヶ所に分収していた。この時の図面を見ると、收容先の間取図と部屋ごとの收容人数が記されており、一人当たり約一畳強といったところである。これについて、「居所者是迄之通ニ而ハ些狭隘ニ者候へ共當分此儘ニ而可然」と楠本は申し付けている。席一枚に四人の割、しかも收容場所は馬小屋、勘弁小屋、三尺牢といった他藩での処遇に比べれば、手足を伸ばすことは出来たであらう。「男子ハ藁仕事土木之運送致し女ハ糸針仕事ヲ以稼致し居候」と出稼ぎ働きをさせていることがわかる。また、「都而取扱向之儀ハ居内出入湯屋往

来等随意ニ致させ処分寛ニ過キ取締不都合の廉も有之候」とあり、当初はかなり緩やかな取扱であったことがわかる。これについては、「不改心之者ハ・・・猥リニ外出を差許間敷然レ共余り居内而已ニ差置候而ハ身體も自然懦弱ニ相成病氣も発シ候事も被考候間時ニ依りてハ差配人相添へ公役等へ召仕ひ可然事」との指導がなされている。

③ 飯米については、「拾六歳以上之男子ハ壹人ニ付一ヶ月玄米壹斗五升宛外ニ諸雑用之代として一ヶ月壹人錢六貫文女子ハ・・・諸道具手當之儀ハ官より下ケ遣シ何れも自炊為致候」との申し出があり、楠本は「十五歳以上之男子ハ壹人ニ付日別白米五合五勺宛婦人子供之儀・・・且薪炭塩噌等宛行として壹人ニ付日別六分ツ、給與致し尤當縣之儀ハ不改心之者而已に候間焚出し賄に而可然候」と答えている。改心者でなければ自炊は許可にならなかつたのである。これら①②③について楠本正隆の指導は、先の「諸縣へ御預異宗徒取扱目的」の内容と一致しており、他藩への巡視概略でもほぼ同様の指導内容である。

次に奈良県庁文書からもう一つの史料を紹介しよう。¹⁵⁾

第四條壹号

異宗徒之内悔悟致シ候者御赦免
 之儀ニ付先達而御布告之趣モ有之
 候処右之内家族等分離致し居纏
 方願出候者ハ縣々ニ於テ掛合之上其
 者望之方え差送候趣可致若分
 居之土地難分者ハ戸主家族ニ不拘
 本籍え引渡其地方官ニ於テ一家一纏
 ニ相成候様世話致シ可遣事
 但シ旅中入費之儀ハ巳年四月以前
 脱籍逃亡之者復籍之例ニ倣ヒ着

立候迄之入費ハ其地方官道中之入
費ハ道筋地方官ニ而相賄第二常備
金之内ヲ以テ支拂可申事

壬申三月十四日大藏大輔井上馨

一八七二年（明治五）二月、改宗者に帰村布達が出され、同年三月に出されたこの史料によると、改宗した者の内で家族分離の者について願ひ出れば一家一まとめに暮らすことが出来るとしている。しかし、郡山藩に於いては改宗者がいなかったもので、これについての動きはない。

さて次に示す史料は、柳沢文庫®に保存されている膨大な史料類の中で、浦上村キリシタン流配に関する史料としては、現在までの調査のところ唯一のものであるので、長文ではあるが全文を掲載しておくことにする。

御廻達 本町

異宗人女三十四人之内十三歳以上六十歳

以下之者共貫属并市中等え罷越

日稼働差許候ニ付雇入度モノハ

別紙之通相心得雇入方可致事

壬申 奈良県

四月 郡山出張所印

雇入方心得

一雇入度モノハ取締掛り江相願候上雇入

可申事

但宿泊為致候儀は不相成何ケ日雇入候共

朝六ツ時より雇入夕方六ツ時限り為引取

可申事

一働賃銭ハ一日式百文之割ヲ以差遣し

当人食料ハ雇主より賄ひ可申事

但十五歳以下十三才以上ノモノハ一日百五十文

之割ヲ以働賃銭差遣し可申事

一雇ひ賃銭ハ何月何日何ノ誰雇ひ入

半日分賃銭幣文と表紙え記し当人え

相渡し可申事

但数日雇入候者本文賃銭束子差遣し

候儀者勝手次第之事

一雇入中近辺たり共他所休等為致

候義ハ不相成候事

一働キシテ被雇候モノ江ハ左ノ印鑑相渡し

候条働人立越候ハ、右印鑑相改メ畢テ

働ニ為取掛可申事

但印鑑所持無之者は雇入候儀不相成候事



この史料は、明治五年四月にだされたもので、十三歳以上六十歳以下の女子を日雇働きとして雇い入れる場合の規則が書かれてある。朝六時から夕方六時まで働いて、成年女子で一日二百文というのは、当時としてはまずまずの賃金である。図のような「印鑑」所持を義務付けて身分証明書とし、穴が開いていることから首からぶら下げるものだったのである。「御預人取締係」とあるが、前年に楠本正隆が調査の際にその設置が申し渡されたものである。しかし、「諸縣へ御預異宗徒取扱目的」の

中には、「改心之者悔悟之実情篤と見据相立候上者外稼日雇差許候事 但門戸出入観察相渡何字より何字二帰る規則取設稼中雇主相預り候事」とあり、改心者のみが外部での労働をゆるされる規定になっていた。しかし前掲史料では、「異宗人女三十四人之内十三歳以上六十歳以下之者共」とあるのみで、改心不改心の別は明記されていない。郡山藩では最後まで改心者が出なかったことから考えると、異例にも不改心者に対しての「貫属并市中等え罷越日稼働差許」が出されたと考えられる。何故この時期にこのような「御廻達」が市中に出され、不改心者の「外稼日雇」が許されたのか、その経緯については明らかではない。

以上、郡山藩の事例について史料紹介を中心に考察を試みた。それでは次に、郡山藩に流配になったキリシタン達の実際の生活について紹介しよう。

二 旅の話

流配先から帰村したキリシタンたちは、「あれは旅に出ているのだ」と捉えていたらしい。二、三人も集まれば、それぞれの流配先の四方山話に花が咲いた。フランシスク・マルナス (Fransisque Marras) は、流配から帰郷したキリシタン達に聞き取り調査を行い、それを『日本キリスト教復活史』に収録した。これを基に浦川和三郎は、流配信徒の子孫や周辺から更に調査を重ね、訂正・加筆したものを「旅の話」として『浦上切支丹史』に収録している。これによると、流配先でのキリシタンの取り扱いについては、藩によって異なるものの総体としていえば、神道への改宗を迫られ、それに至るさまざまな拷問を受け、食料は乏しく不衛生な環境の下に置かれていたことがわかる。一方、薩摩藩のように上陸直後神官による厄払いの儀式があったものの、預かり人だからという理

由で取扱が緩やかだった例もある。しかし、それは例外的であり、流配中に信徒全体で六一三人もの死者を出したことは、多くの藩において彼等が心身共に非常に厳しい環境下に置かれていたことを示しているといえよう。

以下本節では、「旅の話」にある郡山藩についての内容と、史料とを照らし合わせながら、実態の検討を試みることにするが、それにより郡山藩での信徒の処遇が薩摩藩同様、全体として緩やかなものであった事実が浮かび上がる。

①人数と移送の経緯について。「旅の話」の内容では、第一陣は戸主一〇人で、汽船で大阪へ直航した。婦女子七六人は陸路時津を経て彼杵に渡り、田の中に急造されたバラックに一週間収容され、小舟で畑島に出て汽船で大阪天保山に着いた。翌日郡山に着き、鍛冶町雲幻寺に収容され、自分たちより二日前に家を出た戸主一〇人と再会して、驚き互いの無事を喜んだとある。これについては、「異宗門徒人員帳」の内容と人数及び着港場所が一致している。

②取り扱いについて。「旅の話」によると、当初は毎日十分の食物を与えられ、入浴も出来て、番人がいる以外不自由はなかった。雲幻寺から金崎という旅館に移された。改心を迫るための取り調べに呼び出され、その間家宅捜査してキリスト教関連の物品を没収された。男子は天保銭二枚で日雇稼ぎに出された。陰暦十月頃、四組に分けて堺町の明石屋、魚町二丁目、錦町三丁目、他一ヶ所に分収された。明治四年の夏、楠本正隆が巡視に来てから、他所に於いては大抵待遇が改善されているのに、郡山藩では逆に厳しくなった。改心者が出ないのに業を煮やしたか、硬骨漢の五人を独房に入れ半年間交通を断ち、他は炎天下でドシドシ働かせ、食事も悪くなり、病気になるでも手当が受けられなくなったとある。以上については、楠本正隆『十二県御預異宗徒巡視概略』の内容と比較

検討すると、四組に分収された場所で錦町については、楠本は綿町と記しておりこちらが正しい。また、食事については、楠本が巡視の際「十五歳以上之男子ハ壹人ニ付日別白米五合五勺宛婦人子供之儀・・且薪炭塩噌等宛行として壹人ニ付日別六分ツ、給與致し」と指導しているが、以前より待遇が悪くなったということは、それまではこれ以上の待遇を受けていたということになる。しかし、病人の扱いについて楠本は「煩候節ハ掛リ醫師神澤元道診察之上服薬為致」と指導しているにも拘わらず、手当が受けられなくなったというのは、楠本の指導通りには行われていなかったということであろうか。

この取扱について、隣の和歌山との比較を「旅の話」の内容から検討してみよう。和歌山へは二八一人が預けられたが、一部は有田、口熊野、奥熊野などの僻遠の地へ分散収容、一部は日方の塩浜工事に酷使され、苦役に耐えない幼老や病弱者は馬小屋に入れられた。この馬小屋生活は悲惨きわまりなく、蚊帳、燈火、布団等なく着のみ着のまま、食事は一人一日潮水に漬かって腐った南京米二合五勺で、副食は梅干一個か塩一撮み、しかも賄い方を近辺の乞食達に命じたので、自分達が先にたらふく食べて後、水粥にして分配したので多くは下痢症に罹った。馬小屋に入れられたのは明治三年六月～明治四年正月までで、この間に八七人が死亡した。中央政府から視察員を遣わすとの達が入ってから、馬小屋を引き払わせ多少人間らしい取り扱いをするようになった。結局、改心者は死亡した者を含め一七〇人、死亡者九六人に及んだのである。これに比べ郡山の場合は、改心者なし、死亡者四人であるから、数字上からも取扱が緩かったと証明出来るのである。

③家族分離について。「旅の話」によると、明治五年十二月二十九日、十二歳から二十歳までの男女は父母から引き離されて奈良の大仏付近に移され、その他は郡山から十八里山里の天ノ川に移され、二組に分けら

れて寺院に収容され、男子は銀鉞の採掘や石炭の運搬等苦役を科せられた。この家族分離の施策は改心を迫る為であろうと知った親たちは、出発に際し「幾ら役人が欺しても改心するな。親は改心して了った、お前等も改心しろ、と言ふに相違ない。欺されるな。」^⑧と言いつつ聞かせたとある。天ノ川とは奈良県吉野郡天川村のことであるが、これに関して『天川村史』^⑨一六三頁には、「当時の天川では、明治元年九月開業の和田村の天和銅山が知られているが、天川の鉞山が天和山にあたるかどうか実態は明らかではない」と記されている。また、奈良県で最初に発行された新聞「日新新聞」第三号（明治五年六月）には、「此頃仄ニ聞ク^{ホカ}泉廳ニ於テ^ヤ異宗ノ徒ヲシテ新道ヲ開カシムト云^{ウツ}噂あり又徒刑人ヲ以テ鑛山ヲ稼カシムト云コトモアリ」とあり、県においては予め計画していたといえよう。

③帰郷について。「旅の話」によると、明治六年四月、帰郷の命が下り天ノ川の親等と合流して、徒歩神戸に下り宣教師等の周旋によつて海路帰郷したとある。^⑩

以上、「旅の話」と史料との比較検討から、郡山藩における実態の考察を試みた。

おわりに

本稿では、幕末から維新期にかけての近代化胎動期に起こった浦上村キリシタン流配事件を取り上げ、郡山藩の史料紹介を中心に実態の考察を試みた。その中で、総流配者の内一〇一人の改心婦村者を出したにも拘わらず、郡山藩では一人の改心者も出なかったことに着目し、その要因について探ってみた。その理由としては、次の二点を掲げる事が出来る。

先ず第一に、取扱が緩やかであったという点である。一八六八年（慶応四）閏四月、浦上村キリシタンの処分について「見込言上書」の提出を命じられた時、藩主柳澤保申は「素々愚民之蒙昧より生し候儀ニ御坐候様奉存候間尚再三再四も御説諭被為在御仁恤之思食貫徹様御処置被為遊度」と回答しているように、藩主の意向に基づくものであったと思われる。しかし、「旅の話」によれば、明治四年に楠本正隆の巡見があったから急に取扱が厳しくなったようである。説論の強化は勿論、食料、寝具の支給についてまで「諸縣へ御預異宗徒取扱目的」の内容に沿って指導されているので、以前よりは厳しくなったのであろう。しかし、天ノ川の鉾山に移された時も、厳しい環境下ではあっても「女子には何等の苦役も課せられなかった。・労働すれば、物が十分食べられるので、寧ろ進んで労働に服した」とあり、総体に見れば他藩に比べ取扱が緩やかであったと言えるだろう。

二点目の要因としては、村人同士及び家族の結束が強かったことが考えられる。「異宗門徒人員帳」によると、郡山藩に流配になった八六人は、字こそ異なるが全て本原郷の村民である。日頃から交流もあり、異郷において団結出来たと考えられる。また、十二歳から二十歳までの男女が父母から引き離され奈良の大仏付近に移された時、「幾ら役人が欺しても改心するな。親は改心して了った、お前等も改心しろ、と言ふに相違ない。欺されるな。」と言ひ聞かせていることから考えて、家族内の信仰が堅固であり結束出来たものと考察する。以上二点を、改心者を出さなかつた要因として指摘しておきたい。

こうした郡山藩への流配は、キリシタン達にとっては「旅の話」であったかも知れないが、日本人が個々に内面的な近代化（解放）に向かう途上において、この事件が郡山の民衆に与えた影響はどのようなものであったのかを考えてみたい。流配信徒の居住は、当初は寺院、次に旅館、そ

して市中へ分居、後に十二歳から二十歳までの男女が奈良の大仏付近へ、その他は天川村へと移された。この間、民衆は何らかの形でこれら信徒と接したり見たりしている筈である。二五〇年に及ぶ禁教政策の中で培われた「キリシタンを忌み嫌う」「耶蘇教を鬼神視する」という風潮の中にあつて、「我々と変わらない普通の人間である」という認識が生まれてきたものと思われるが、それについては後稿を期したい。

注

- ① 浦川和三郎『浦上切支丹史』（全国書房、一九四三年）、片岡弥吉『日本キリシタン史』（時事通信社、一九七九年）などがある。
- ② 家近良樹『浦上キリシタン流配事件 キリスト教解禁への道』（吉川弘文館、一九九八年）
- ③ 今回なぜ、史料が極めて少ない郡山藩の事例を取り上げ論考を試みたのか、その理由について述べておくことにする。『大和郡山市史』（柳沢文庫専門委員会編、一九六六年）の中に「浦上キリシタンと郡山藩」と題して二頁余りの記述がなされている。その中で、「郡山藩が彼等を手厚くもてなしたことは、かつてキリシタンの処分方について意見を徴された時、『御仁恤の思食貫徹様、御処置遊ばせられたし』といっていることによつてもわかる（『明和元年閏三月』）と記されている。しかし、ここで引用されている史料は、所在の有無が長年不明のままであった。今回筆者の調査により、国立公文書館『公文書』「第七類 家記」に所収されていることが判明し、その全文が明らかになった。且つ、数点ではあるが奈良県庁文書及び柳沢文庫の史料も調査することが出来た。史料が極めて少ないからこそ、その所在と内容を明らかにして残しておく必要があると考えるのである。
- ④ 明治四年七月郡山県となり、同年十一月奈良県に編入。明治九年堺県に併合。明治一四年堺県が大阪府に併合に付き、大阪府となる。明治二〇年一月奈良県再設置。
- ⑤ 三俣俊二『津・大和郡山に流された浦上キリシタン』（聖母の騎士社、

二〇〇五年)

- ⑥ 国立公文書館『記録材料・耶蘇教二関スル書類』
- ⑦ 国立公文書館『公文録・明治元年・第六十五卷・戊申三月〜己巳十二月・異宗徒一件』なお、同『太政類典・第一篇・慶応三年〜明治四年』「長崎近傍浦上村異宗徒処分御下問附其顛末」にも同文が所収されており、これには四月一七日付けとなっている。
- ⑧ 本稿では史料中の闕字は全て省略した。
- ⑨ 柳沢文庫所蔵。文末に「午 正月 柳澤從四位」とあることから明治三年一月のもの。
- ⑩ 一八六五年（慶応元）揮毫の書は柳沢文庫所蔵、明治期に揮毫したものとと思われる書は柳沢家所蔵。
- ⑪ 国立公文書館『太政類典・第一編・慶応三年〜明治四年』「長崎近傍浦上村異宗徒処分御下問附其顛末」
- ⑫ 流配人数は研究者によって多少のずれがある。浦川和三郎『切支丹の復活』の三四一四人、片岡弥吉『日本キリシタン殉教史』の三三九四人等。各藩受取以前に死亡した人数が確定出来ない等の理由がある。
- ⑬ 「宗徒取扱御用掛相立候事」「教諭掛相立候事」「教諭之儀不改心者勿論改心者たり共無懈怠差加候事」「不改心者は居内ヲ寛ニシ外圍門戸之締相付 平生相當之手業為相営・但居内而已ニ差置候而者身体衰微病氣相生候ニ付時ニより差配人差添公役等へ召仕」「改心之者悔悟之実情篤と見据相立候上者外稼日雇差許候事 但門戸出入觀察相渡何字より何字ニ帰る規則取設稼中雇主相預り候事」「家族同居之事」「門戸取締之為番人相付候事」等、一七項目ある。
- ⑭ 国立公文書館『公文録・明治三年・第三百三十一ノ二卷・庚午・公文録附

録（異宗門徒人員帳）」なお、流配先の二十藩から提出されたが、現在残っているのは、このうち十二藩のものである。

- ⑮ 奈良県庁文書『公布留』明治五年
- ⑯ 一九六〇年（昭和三五）有志と柳沢保承（やすつぐ）の発意によって財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会として郡山城内の毘沙門郭に設立された地方史誌専門図書館。古文書・典籍など歴史史料のほか、奈良県下および柳沢家関連地域の自治体史や歴史・文学系を中心とした一般蔵書を広く公開している。
- ⑰ 『浦上切支丹史』五二二頁
- ⑱ 前掲書五三八頁
- ⑲ 『天川村史』（天川村史編纂委員会、一九八一年）
- ⑳ 「旅の話」では、明治五年五月、津藩の古市に預けられた信徒二八人が郡山に移されてきたとある。（津藩は当時大和に所領があり、大和古市に奉行所を置いていた）しかし、二八人は誤りで「異宗門徒人員帳」によると二二人で、このうち一人が「耶蘇宗ニ無之旨申立之男」で、一人が改心となっている。この二人については帰村令が出されたにも拘わらず残留している。郡山に移されてきた理由は不明である。明治六年、郡山預けの信徒と共に帰村している。なお、雲幻寺（現良玄禪寺）は流配信徒達が最初に預けられ、また死亡者を仮埋にしたに所であるが、大正一五年七月ここに墓碑が建立された。建立者名は明らかではないが、流配信徒の帰郷に際し船の手配などをしたフランス人宣教師ピリオン神父ではないかと言われている。現在この墓碑は、カトリック大和郡山教会に移され記念碑となっている。

（本学大学院科目等履修生）